

一般社団法人全国保育士養成協議会 会 費 規 程

(平成24年5月26日制定)

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国保育士養成協議会（以下、「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会金及び年会費)

第2条 正会員として入会する場合には、次の入会金及び年会費を納入しなければならない。

入会金 30,000円

年会費 140,000円

2 正会員が4月1日付で入会する場合は、当該事業年度の6月30日までに入会金及び年会費の全額を納入しなければならない。

3 正会員が10月1日以降に入会する場合は、第1項にかかわらず入会金の全額及び年会費の半額を1か月以内に納入しなければならない。

4 前2項の正会員は、翌事業年度以後は、毎事業年度6月30日までに、第1項の年会費の全額を納入しなければならない。

5 名誉会員は、入会金及び年会費の納入を一切要しない。

(会費の使途)

第3条 第2条の入会金及び年会費は、毎事業年度の管理運営経費等に使用する。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、総会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。